

民間企業、法定雇用率 2.3%に 精神障害者加え引き上げ

厚生労働省は5月30日、民間企業に義務付ける障害者の法定雇用率を、現在の2.0%から段階的に2.3%に引き上げることを決めた。2018年4月から2.2%に上げ、21年3月末までに2.3%にする。

2013年に成立した改正障害者雇用促進法により、2018年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。受け入れ態勢を整える企業に配慮し、段階的に引き上げる。現在は身体障害者と知的障害者が算定基礎の対象となっている。

法定雇用率の見直し作業は5年ごとに行われており、改定は2013年4月に1.8%から引き上げられて以来のこと。

2021年3月末までに、国や地方自治体の法定雇用率は現在の2.3%から2.6%に、都道府県の教育委員会は現在の2.2%から2.5%にそれぞれ引き上げる。

5月30日の労働政策審議会（会長＝樋口美雄・慶應義塾大教授）が塩崎恭久・厚労大臣に答申した。
（福祉新聞・第2813号 2017年6月5日）